

（附則第二十四条関係）

改正案	現行
<p>（所得控除）</p> <p>第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得額から控除するものとする。</p> <p>一 五の三（略）</p> <p>五の四 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、その支出した寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額）が十万円を超える所得割の納税義務者 その超える金額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</u> 第一百一十一条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの</p> <p>五の五十一（略）</p> <p>2 12（略）</p>	<p>（所得控除）</p> <p>第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得額から控除するものとする。</p> <p>一 五の三（略）</p> <p>五の四 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、その支出した寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額）が十万円を超える所得割の納税義務者 その超える金額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）</u> 第七十二条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの</p> <p>五の五十一（略）</p> <p>2 12（略）</p>

(用途による不動産取得税の非課税)

第七十二条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一〜四の六 (略)

四の七 第四号から前号までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の八〜三十 (略)

2 (略)

(所得控除)

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一〜五の三 (略)

五の四 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、その支出した寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額)が十万円を超える所得割の納税義務者その超える金額

イ (略)

ロ 社会福祉法百十一条第二項に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における

(用途による不動産取得税の非課税)

第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一〜四の六 (略)

四の七 第四号から前号までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の八〜三十 (略)

2 (略)

(所得控除)

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一〜五の三 (略)

五の四 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、その支出した寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額)が十万円を超える所得割の納税義務者その超える金額

イ (略)

ロ 社会福祉事業法第七十二条第二項に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在にお

住所所在の道府県内に有するものに限る。) に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、政令で定めるもの

六〇十一 (略)

二〇二 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇六 (略)

十の七 第十条から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の八〇三十五 (略)

三〇六 (略)

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 (略)

2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。

一〇四 (略)

四の五 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉

ける住所所在の道府県内に有するものに限る。) に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、政令で定めるもの

六〇十一 (略)

二〇二 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇六 (略)

十の七 第十条から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の八〇三十五 (略)

三〇六 (略)

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 (略)

2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。

一〇四 (略)

四の五 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉

法第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設並びに社会福祉法第二十条第一項に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法第二十条第一項に規定する更生保護事業法の用に供する土地

五〇三十 (略)

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 (略)

2 (略)

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築でこれらの者が建築主であるものに係る新増築事務所床面積に対しては新増築に係る事業所税を課することができない。

一〇十の六 (略)

十の七 第十号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二十条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十一〇二十八 (略)

4〇十一 (略)

法第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設並びに社会福祉事業法第二十条第一項に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法第二十条第一項に規定する更生保護事業法の用に供する土地

五〇三十 (略)

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 (略)

2 (略)

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築でこれらの者が建築主であるものに係る新増築事務所床面積に対しては新増築に係る事業所税を課することができない。

一〇十の六 (略)

十の七 第十号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉事業法第二十条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十一〇二十八 (略)

4〇十一 (略)